

TOYOGAWA

YOUSUI

豊川用水

水土里ネット豊川総合用水

みどり
水土里ネット

編集発行／豊川総合用水土地改良区

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

FAX.0532-54-8292

U R L / <http://www.toyosou.jp>E-mail / toyogawayousui@toyosou.jp

Vol.94 2025 SUMMER 令和7年7月1日発行



梅雨の風物詩 "アジサイ"

日本原産のアジサイは、花がひしめきあって咲く様子から「団らん」や「和気あいあい」を象徴する花として親しまれています。

田原市大久保町の西山孝文さんが手掛けたアジサイは、市場を通して、全国へ出荷されています。

主な 内容

理事長あいさつ・第39回通常総代会開催の報告…2

令和7年度一般会計収支予算について……………3

賦課金のお知らせ……………4

名義変更・農地転用の届け出について……………5

賦課金について Q&A

豊川用水施設へのICT設備導入……………6～7

節水のお願い・子ども絵画展作品募集・お問い合わせ先…8



理事長あいさつ

理事長 小久保 三 夫

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、豊川用水に係る維持管理事業及び豊川用水二期事業につきまして、格別のご支援とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、今後30年以内に発生する確率が80%にも及ぶともいわれている南海トラフ巨大地震は、約10年ぶりに被害想定が見直されました。公表された内閣府の有識者検討会の報告書によると、愛知県全体の被害は、全壊・焼失棟数が約40万棟、死者・行方不明者数が約1万9千人と想定されています。過去に被災した地域の報告では、農業用水管の被害について、揺れによる管の破損、液状化による管の離脱などが報告されており、中には民家にまで影響が出た事例もあるとのことでした。

当土地改良区では、この被害想定を含め、関係機関や、他地域の報告など、あらゆる情報を分析し、対策を検討するとともに、現在、大規模地震対策として実施されている豊川用水二期事業を積極的に推進してまいります。

次に、最近の農業情勢であります。アメリカの貿易政策の見直しにより、国内外の市場に大きな変化をもたらしました。日本の農業にとって重要な外的要因であり、今後の農業政策や国際関係に大きな影響を及ぼすものと考えられます。また、日本国内では、米の値上がりと流通不足を受け、政府備蓄米を21万トン放出することが大きなニュースとなりました。こうした農業分野における混乱は、正に私たちの食生活を脅かす大変重要な問題であり、農業経営にも多大な影響が及ぶことから、食料安全保障のための様々な施策が進められることを願うとともに、今後の展開、情勢変化をしっかりと注視してまいりたいと思っております。

結びに、当地域が将来に向けて、更なる発展を遂げられるよう、常に防災を意識し、今後とも役職員一丸となり、適切な配水管理及び管理運営に努めてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

第39回通常総代会を開催しました

令和7年3月21日午前10時より、ライフポートとよはしにおいて、多数のご来賓、顧問、参与のご臨席を賜り、第39回通常総代会を開催しました。議長には田原市の鈴木義彦総代が選出され、令和7年度事業計画、予算の承認などについての審議をお願いし、提出した12議案のすべてが原案のとおり可決承認されました。



【総代会提出議案】

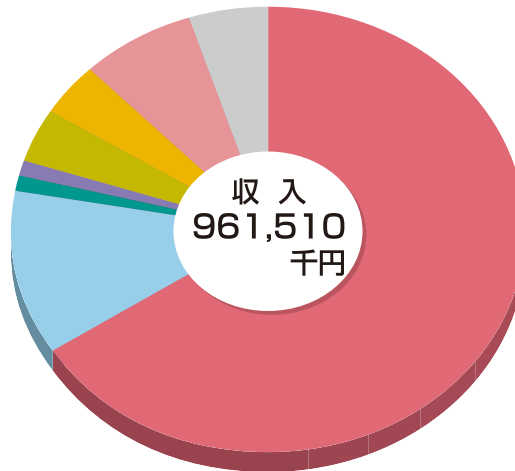
第1号議案 令和7年度事業計画の議決について
第2号議案 令和7年度基本財産の処分について
第3号議案 令和7年度基金の取り崩しについて
第4号議案 令和7年度賦課金の賦課及び徴収方法の議決について
第5号議案 令和7年度新規加入金の議決について
第6号議案 令和7年度決済金の議決について

第7号議案 令和7年度一時借入金の限度額及び償還方法の議決について
第8号議案 令和7年度一般会計収支予算の議決について
第9号議案 令和7年度農地転用特別会計収支予算の議決について
第10号議案 令和7年度歳計現金預入れ先の承認について
第11号議案 独立行政法人水資源機構法の規定に基づく費用負担の同意について
第12号議案 指示訂正事項の議決について

令和7年度 一般会計収支予算

単位:千円

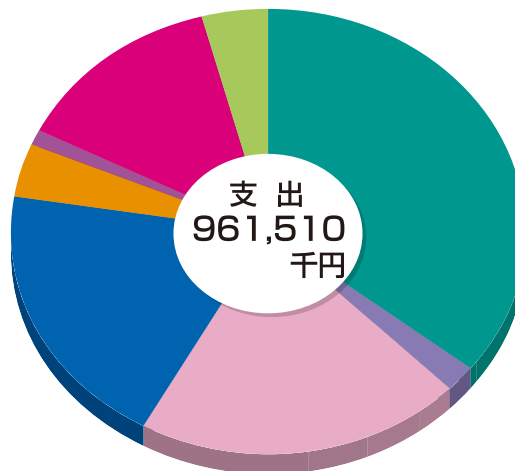
他会計繰入金 特別会計からの繰入金	36,391
附帯事業収入 基本財産運用収入 特定資産運用収入 寄付金収入 雑収入 借入金収入 固定資産売却収入 利息・各種手数料など	70,335
繰越金	44,860



土地改良事業収入 賦課金など	636,999
補助金等収入 県・市等からの補助金など	112,042
交付金収入 適正化事業の交付金	13,950
受託料収入 業務受託料	12,272
基本財産取崩収入 特定資産取崩収入 基金の取崩金	34,661

単位:千円

借入金返済支出 支払利息 機構営事業の償還金など	39,748
固定資産取得支出 車両などの購入費用	5,437
基本財産積立支出 特定資産積立支出 他会計繰出額 特別会計・基金への繰出金など	124,620
予備費	37,624



土地改良事業費支出 全地区の維持管理費	361,407
配水系管理事業費 新城地区の維持管理費	15,453
一般管理費支出 運営事務費など	195,893
土地改良事業負担金支出 水資源機構の管理費など	181,328

受益面積・組合員数

令和7年4月1日現在

区 分	豊 橋 市	田 原 市	新 城 市	豊 川 市	蒲 郡 市	合 計
受 益 面 積	5,664.8ha	6,659.7ha	539.4ha	1,601.6ha	529.4ha	14,994.9ha
組 合 員 数	7,892人	7,518人	1,579人	4,168人	1,398人	22,555人

組合員のみなさまへ

令和7年度 賦課金のお知らせ

賦課金とは、豊川用水の維持管理に必要な費用や事業償還金等を受益面積に応じて負担していただくものです。

区 分	経 常	送水系維持管理	配水系維持管理	水資源機構管理
地 区	全 地 区	全 地 区	新 城 地 区	全 地 区
1,000㎡当たり の金額	1,000円	田 1,130円 畑 1,245円	自然庄 田 2,205円 畑 880円 ポンプ掛 田 4,345円 畑 1,840円	田 795円 畑 875円
区 分	県 営 事 業	機構営二期事業	二期石綿管除去 (送水系)	二期石綿管除去 (配水系)
地 区	全 地 区	全 地 区	全 地 区	配 水 系 地 区
1,000㎡当たり の金額	265円	275円	145円	265円

令和7年4月1日時点で当土地改良区の受益地となっている土地について、賦課金通知書を発行しています。

賦課金の期限内納付にご協力ください

豊川総合用水土地改良区の賦課金通知書の発行は、**毎年1回**となっております。

本年度の納入期限と口座振替日は**令和7年7月25日(金)**です。

- ・口座振替の方は、7月24日(木)までに、届け出された口座にご入金くださるようお願いいたします。
(賦課金通知書に口座番号の下3桁を表示しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。)
- ・窓口収納の方は、金融機関の窓口でお支払いください。
- ・ATM・ネットバンキング等にて賦課金を納付の際は、通知書記載の氏名を必ず入力してください。
- ・振込手数料が必要な場合は、振込者負担にてお願いいたします。

賦課金の納入には口座振替が便利です

次の金融機関で口座振替できますので、是非ご利用ください。

- 愛知県内の各農協 ■ 豊橋信用金庫 ■ 蒲郡信用金庫 ■ 豊川信用金庫
- 豊橋商工信用組合 ■ とぴあ浜松農協 ■ 愛知県信連

口座振替の申込用紙は、各金融機関の窓口及び当土地改良区にありますので、お気軽にお問い合わせください。

コンビニエンスストアで支払い可能な納付書があります

コンビニエンスストアで支払いを希望される方は、専用の納付書を郵送しますので、財務課までお問合せください。なお、支払いは現金のみとなります。

こんな時は必ず届け出を してください

- 組合員の方が亡くなられた場合
- 農地を売買または交換した場合
- 経営移譲した場合
- 住所や氏名に変更があった場合

法務局や農業委員会の手続きでは、土地改良区の名義は変更されません。

ご注意ください

賦課金の未納がある農地を売買等すると、新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。

(土地改良法第42条第1項(権利義務の承継))



農地転用(宅地、駐車場等)・地区除外をする場合には 土地改良区への申請と決済金の納付が必要です

公共用地(道路、河川等)として買収された場合でも、土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

※決済金とは、受益面積が減ることにより、他の受益地への負担が重くならないよう、残りの事業償還金等を一括して支払っていただくものです。

農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

地 区	田	畑
全地区(下記地区を除く)	99,980円	106,380円
石綿管除去地区(配水系)	101,950円	108,350円
赤羽根地区	98,210円	104,610円
赤羽根地区 石綿管除去地区(配水系)	100,180円	106,580円
新城地区	207,570円	151,060円
新城地区 石綿管除去地区(配水系)	209,540円	153,030円

決済金は、地区除外等処理規程による意見書を交付すると同時にその全額を徴収します。

新規加入金 (1,000㎡当たり)

田	畑
79,000円	89,000円

※届け出については、財務課、豊橋・田原・豊川管理事務所にお問い合わせください。
(電話番号等は、最終ページの下段をご覧ください。)
なお、届出用紙は、ホームページからダウンロードできます。

賦課金についてQ&A

Q: 賦課金って何?

A: 土地改良区が施設を維持管理するための費用と、大規模な改修工事などの事業費の返済に充てられる費用です。農地へ水を安定して届けるためには、常に施設の操作や整備、補修が必要ですので、その費用を組合員の皆さまに負担していただいています。

Q: 水は使っていないんだけど、それでも支払うの?

A: 賦課金は水の使用料ではありません。土地改良区は施設を維持管理しなければならないため、その費用を負担していただいています。

Q: 賦課金通知書がいくつも来るんだけど?

A: 地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。水は、ダムから多くの施設を経由して、農地へ届けられます。それらの施設は、水資源機構と当土地改良区、地元の土地改良区などで分担して維持管理していますので、それぞれに必要な費用が生じます。

豊川用水施設への ICT設備導入について

豊橋市：高師支線

大規模漏水の発生（道路陥没）

去る令和4年10月21日、豊橋市大岩町地内において、大規模な漏水が発生しました。
住宅街の主要道路に埋設されている直径700mmの管水路が破損し、道路が大きく陥没しました。



道路陥没状況



管水路の破損状況

ICT（情報通信技術）の導入

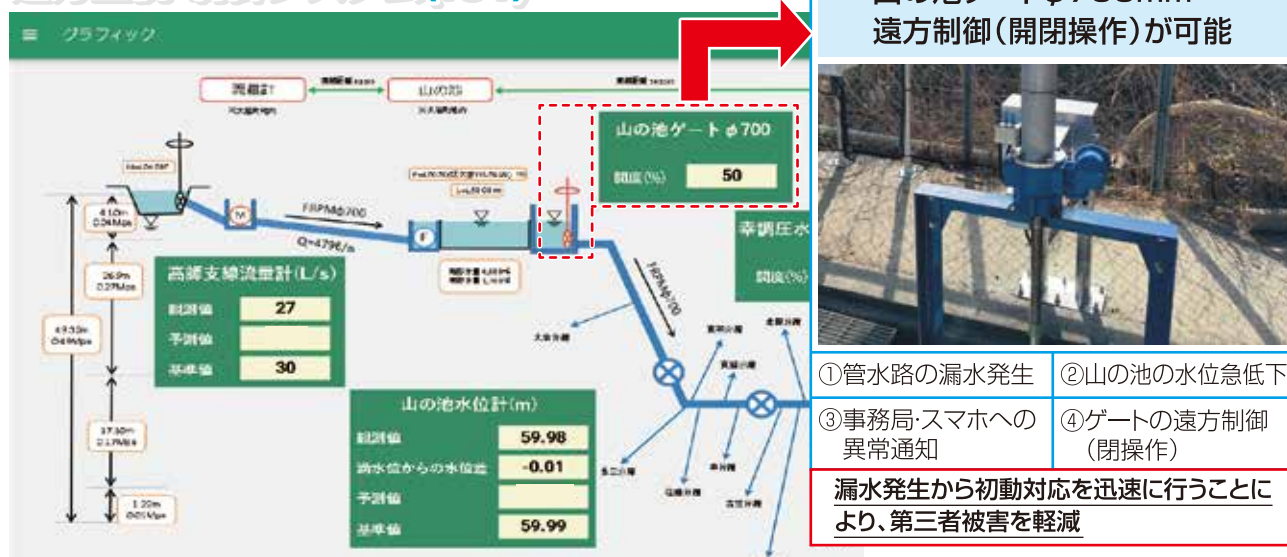
高師支線は、市街化区域や主要道路、鉄道等を縦横断するように埋設されており、漏水発生時には、周辺地域へ甚大な社会的損害が想定されます。第三者被害を最小限に抑えるため、通水量や、ため池の水位を遠方監視・制御するICT設備を導入しました。

これにより、ため池の急激な水位変化、支線水路の通水量変化の早期発見や対応（取水ゲートの開閉操作）が可能となりました。

高師支線一平面図



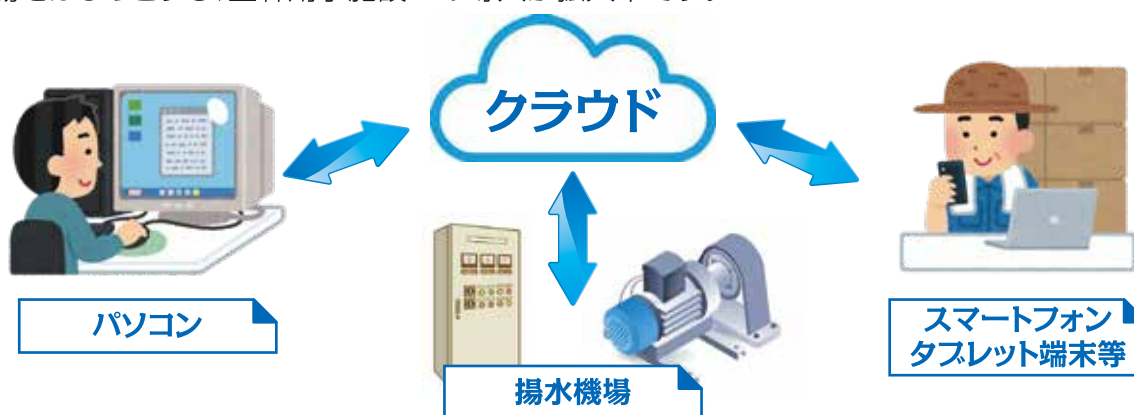
遠方監視・制御システム(ICT)



広がりを見せるICT

施設管理の合理化(負担軽減・省力化等)を図り、将来を見据えた効率的な管理体制を確立するため、揚水機場のICT導入が鋭意進められています。

現在、豊川用水管内の25%程度が導入済みですが、各地域で導入計画が進んでおり、ため池、揚水機場をはじめとする、主幹用水施設への導入が拡大中です。



自動給水栓 (湛水深・灌水時間等を設定し、設定した水管理情報を自動制御するもの)

豊川用水管内の一部水田地域では、様々なタイプの自動給水栓を試験設置し、その使用感を農家の方たちに確認してもらっています。

実際に使用した皆さまからは「水管理労力の省力化になる」と、高評価をいただいています。



水は大切な資源

これからの時期は、水の使用量が増えます。
皆さまひとりひとりの節水への心がけが重要です。



危険!!

水路やため池は大変危険です。
遊んでいる子どもを見かけたら、
近づかないように声をかけてあげてください。



未来へつなごう!
ふるさとの水土里 **2025**

子ども絵画展 作品募集

めざせ!
農林水産
大臣賞!!



「未来へつなごう!ふるさとの水土里子ども絵画展」は、子どもたちに農業と豊かな自然、美しい農村の風景を描いてもらい、日本の農業を未来へ引き継いでいくことを目的としています。

田んぼや畑、そこに生きる虫や動物、地域に伝わるお祭りや風習、農村の様々な風景などを四つ切り画用紙に描いて、ご応募ください。

応募資格：小学生以下 / 応募締切：9月5日(金)

詳しくは当土地改良区のホームページでご確認ください。



令和6年度水土里ネット豊川総合用水理事長賞



令和6年度入選作品

お問い合わせ先

事務局

豊橋市今橋町8
TEL.0532-54-8278

総務課

財務課

管理課

窓口

賦課金や組合員の名義について
漏水や施設の破損について
通水・配水について
農地転用について
その他のことについて

財務課
豊橋・田原・豊川管理事務所
豊橋・田原・豊川管理事務所
豊橋・田原・豊川管理事務所
総務課

地面から水が噴き出していたり、何か異常を見つけた時には、ご連絡ください!



豊橋管理事務所

TEL.0532-54-8278 休日・夜間090-7439-4882

田原管理事務所

TEL.0531-22-1702 休日・夜間は転送されます

豊川管理事務所

TEL.0533-56-2711 休日・夜間は転送されます

豊橋市(前芝町、梅敷町、日色野町を除く)

豊橋市今橋町8

田原市

田原市加治町大新子42-1

新城市、豊川市、蒲郡市

豊橋市前芝町、梅敷町、日色野町

豊川市八幡町東赤土60-5

退職職員

石川 順一 (事務局次長)
中田 翔大 (豊橋管理事務所 技師補)

新規採用職員

谷 侑篤 (総務課 主事補)
彦坂 朋花 (管理課 主事補)